

◎政令月収表

○公営住宅・特定公共賃貸住宅・地域優良賃貸住宅

	収入分位	政令月収
一般階層	I	0円～104,000円
	II	104,001円～123,000円
	III	123,001円～139,000円
	IV	139,001円～158,000円
裁量階層	V	158,001円～186,000円
	VI	186,001円～214,000円
	VII	214,001円～259,000円
	VIII	259,001円～

○改良住宅

収入分位	政令月収
I	0円～137,000円
II	137,001円～178,000円
III	178,001円～200,000円
IV	200,001円～242,000円
V	242,001円～

◎入居資格の収入算定方法

$$\text{政令月収} = (\text{世帯の合算所得額} - \text{公営住宅法上の控除額}) \div 12 \text{カ月}$$

○公営住宅法上の控除額

控除名	対象者	控除額
A. 扶養控除	・入居するご家族のうち申込者以外の方 ・遠隔地扶養で、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている方	380,000円
B. 特定扶養控除	Aの扶養控除対象者のうち、16歳以上23歳未満で、所得38万円以下の方	250,000円
C. 老人扶養控除	Aの扶養控除対象者のうち、70歳以上で、所得38万円以下の方	100,000円
D. 普通障害者扶養控除	障害者で手帳を交付され、障害の程度が ・身体障害3級以下の方 ・精神障害2級以下の方 ・知的障害Bの方	270,000円
E. 特別障害者扶養控除	障害者で手帳を交付され、障害の程度が ・身体障害1～2級以下の方 ・精神障害1級の方 ・知的障害Aの方	400,000円
F. 寡婦(寡夫)控除	所得税法上の寡婦(寡夫)控除の対象として認められている方	270,000円 (所得が27万円未満の時は、その所得額のみ控除)

(例)

○4人家族(夫・妻・子供2人(16歳・7歳))で世帯の合計所得(給与所得控除後の金額)が2,800,000円の場合

控除名	控除額
A. 扶養控除	380,000円 × 3人 = 1,140,000円
B. 特定扶養控除	250,000円 × 1人 = 250,000円
C. 老人扶養控除	100,000円 × 人 = 円
D. 普通障害者控除	270,000円 × 人 = 円
E. 特別障害者控除	400,000円 × 人 = 円
F. 寡婦(寡夫)控除	270,000円 = 円
合計	1,390,000円

$$(\text{所得} : 2,800,000 - \text{控除額} : 1,390,000) \div 12 \text{カ月} = 117,500 \text{円}$$

→ 第II分位